

厚生労働大臣の定める掲示事項

病院の概要

施設名	医療法人社団松嶺会 富士ヶ丘病院
医療機関コード	2510218
住所	群馬県太田市熊野町38-81
電話	0276-22-1281
FAX	0276-22-2616
管理者 病院長	澁澤 憲
開設年月日	昭和62年11月14日
診療科目	内科・リハビリテーション科
診療時間	午前9時00分から午後1時00分 午後2時00分から午後4時00分 土曜日・日曜日・祝日
病床数	187床(地域一般3 51床 医療療養39床 介護医療院97床)

*** 富士ヶ丘病院は、次の指定を受けている医療機関です。**

- 1 保険医療機関
- 2 労働災害補償保険指定医療機関
- 3 生活保護法による指定医療機関
- 4 障害者自立支援法による指定医療機関(精神通院医療)
- 5 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関
- 6 被爆者一般疾病医療機関

* 当病院は、次の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局群馬事務所へ届出を行っています。

* 地域一般入院基本料

一般病棟(A病棟)は、厚生労働大臣が定める基準「地域一般入院基本料 入院料3」を関東信越厚生局長に届出しています。

地域一般入院基本料 入院料3

当病棟では、1日に13人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。6人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

＜2交代制＞

09:00～18:00まで

- ・看護職員1人当たりの受け持ち数は、6人以内
- ・看護補助者1人当たりの受け持ち数は、13人以内

18:00～09:00まで

- ・看護職員1人当たりの受け持ち数は、26人以内
- ・看護補助者1人当たりの受け持ち数は、51人以内

* 療養病棟入院基本料

医療療養病棟（Ｂ病棟）は、厚生労働大臣が定める基準「療養病棟入院基本料１」を関東信越厚生局長に届出しています。

療養病棟入院基本料1

当病棟では、１日に7人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。7人以上の看護補助者が勤務しています。
時間帯毎の配置は次のとおりです。

<2交代制>

09：00～18：00まで

- ・看護職員1人当たりの受け持ち数は、8人以内
- ・看護補助者1人当たりの受け持ち数は、8人以内

18：00～09：00まで

- ・看護職員1人当たりの受け持ち数は、39人以内
- ・看護補助者1人当たりの受け持ち数は、39人以内

* 入院時食事療養費 ・ 入院時生活療養費

当病院は、厚生労働大臣が定める基準「入院時食事療養Ⅰ」を関東信越厚生局長に届出しており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般(70歳未満)の方		70歳以上の方	標準負担額(1食当たり)	
●標準報酬月額 83万円以上	: 区分「ア」	●現役並み所得者 ●一般所得所	550円	
●標準報酬月額 53万～79万円以上	: 区分「イ」			
●標準報酬月額 28万～50万円以上	: 区分「ウ」			
●標準報酬月額 26万円以下	: 区分「エ」			
●標準報酬月額 住民税非課税	: 区分「オ」	●低所得者Ⅱ	90日目までの入院	270円
			91日目以降の入院(長期該当者)	220円
該当なし		●低所得者Ⅰ(老齢福祉年金受給者)	130円	

入院時生活療養費・生活療養標準負担額

療養病床に入院する65歳以上の患者			標準負担額	
			食費（1食）	居住費
一般	①一般の患者		550円	430円
	②重篤な病状又は集中的治療を要する者等		550円	430円
	③指定難病患者		330円	0円
低所得者Ⅱ	④低所得者Ⅱ		270円	430円
	申請月以前の12月以内の入院日数			
	⑤重篤な病状又は集中的治療を要する者	90日以下	270円	430円
		90日超	220円	430円
	⑥指定難病患者	90日以下	270円	0円
		90日超	220円	0円
低所得者Ⅰ	⑦低所得者Ⅰ		160円	430円
	⑧重篤な病状又は集中的治療を要する者等		130円	430円
	⑨指定難病患者		130円	0円
	⑩老齢福祉年金受給者		130円	0円
	⑪境界層該当者		130円	0円

* 当病院は、次の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局群馬事務所へ届出を行っています。

* 基本診療料の施設基準

- ・療養環境加算
- ・看護配置加算
- ・看護補助加算1
- ・地域支援・医療品供給対応体制加算2
- ・療養病棟療養環境改善加算1
- ・データ提出加算1及び3
- ・診療録管理体制加算2
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)/入院ベースアップ評価料47

* 特掲診療料の施設基準等

- ・薬剤管理指導料
- ・運動器リハビリテーション(Ⅰ)
- ・脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅱ)
- ・CT撮影及びMRI撮影

明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査や処置の名称など患者様の大切な個人情報に記載しております。その点を、十分に御理解いただき、取扱いには御注意下さい。

後発品(ジェネリック医薬品)について

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に採用・使用しております。

医療安全管理室の設置について

当院では、医療安全管理部門として医療安全管理室を設置しており、医療安全管理者等による医療安全に関する相談や支援を受けることができます。相談支援等ご希望の方は、患者相談窓口まで申し出下さい。

敷地内禁煙について

当院の敷地内は禁煙となっておりますのでご協力をお願いします。

入院期間が180日を超える場合の費用の徴収

同じ症状による通算のご入院が180日を越えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養対象となり、健康保険の一部負担金とは別に厚生労働大臣が定めるものに100分の15を乗じた点数に1点10円を計上し、消費税分を乗じて得た額を費用請求します。

特別の療養環境の提供に関する事項(差額室料)

当院における差額病床料金(税込)は以下のとおりです。

種 別				1日あたりの料金	病 室 番 号
一 般 病 棟	A 病 棟	個 室(6室)	6床	3,300	A1・A2・A3・A5・A6・A7
医療療養病棟	B 病 棟	2人室(4室)	8床	2,200	B11・B12・B13・B15
介護療養病棟	新 病 棟	個 室(8室)	8床	1,100	1・2・3・5・6・7・8・10
介護療養病棟	2階病棟	個 室 (12室)	12床	1,100	217・218・250・251・252・253
					255・256・257・258・260・261
		2人室 (9室)	18床	550	202・203・205・206
					212・213・215・216

利用状況によってはご希望に添えない場合がございます。

下記に掲げるサービスについては実費負担をお願いしております。

健康診断書（病院指定用紙）	1 通	4, 4 0 0 円
入院証明書（病院指定用紙）	1 通	1, 1 0 0 円
死亡診断書（病院指定用紙）	1 通	6, 6 0 0 円
入院・通院証明書（生命保険・後見人関係）	1 通	6, 6 0 0 円
身体障害者用診断書	1 通	6, 6 0 0 円
おむつ使用証明書	1 通	1, 1 0 0 円
支払証明書（領収書再発行費）	1 枚	5 5 0 円
死後処置料		3 3, 0 0 0 円
●紙オムツ（テープ止めタイプ） S～L	1 枚	2 2 0 円
●はくパンツ S～X L	1 枚	2 2 0 円
●尿取りパット（昼用各種）	1 枚	6 6 円
●尿取りパット夜用	1 枚	1 1 0 円
シャンプー・リンス・ボディーソープ	1 回	1 1 0 円
歯ブラシ		1 6 5 円
歯磨き粉		2 7 5 円
洗体用スポンジ・タオル		4 1 8 円
入歯洗浄剤 1 0 8 錠入		8 8 0 円
ティッシュペーパー	1 箱	7 7 円
タオルレンタル（業者による洗濯含）	1 日	2 2 0 円
洗濯代（洗濯実施回数による）	1 回	8 2 5 円
理美容代	1 回	実費

* 上記料金には消費税が含まれています。
* 介護保険病棟では、●印は介護サービス費に含まれています。

自己負担限度額について

70歳以上の方の自己負担金額（入院時食事療養費は含みません）

対象者	1ヶ月あたりの自己負担限度額	
	外来（個人単位）	入院（世帯単位）
現役並み所得者（※1）	57,600円	課税所得690万円以上 252,600円+（医療費-842,000円）×1% ＜140,100円＞（※2）
		課税所得380万円以上 167,400円+（医療費-558,000円）×1% ＜93,000円＞（※2）
		課税所得380万円以下 80,100円+（医療費-267,000円）×1% ＜44,400円＞（※2）
一般	18,000円	57,600円 ＜44,000円＞（※2）
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ（年金収入80万円以下等）		15,000円

※現役並み所得者となる基準

課税所得145万円以上（月収28万円以上）及び高齢者複数世帯520万円以上、高齢者単身世帯383万円以上の収入の方

70歳未満の方の自己負担金額（入院時食事療養費は含みません）

対象者	1ヶ月あたりの自己負担限度額
ア 標準報酬月額 83万円以上	252,600円+（医療費-842,000円）×1% ＜140,100円＞（※2）
イ 標準報酬月額 53万～79万円	167,400円+（医療費-558,000円）×1% ＜93,000円＞（※2）
ウ 標準報酬月額 28万～50万円	80,100円+（医療費-276,000円）×1% ＜44,400円＞（※2）
エ 標準報酬月額 26万円以下	57,600円 ＜44,400円＞（※2）
オ 低所得者（住民税非課税）	35,400円 ＜24,600円＞（※2）

※2. ＜ ＞内の金額は多数該当（過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目に該当）の場合。●同一の医療機関でも入院・外来は別計算となります。

特別の療養環境の提供に関する事項（差額室料）

当院における差額病床料金（税込）は以下のとおりです。

種 別				1日あたりの料金	病 室 番 号	設備等
一般病棟	A病棟	個室（6室）	6床	3,300	A1・A2・A3・A5・A6・A7	テレビ・机・介護用椅子・洗面台
医療療養病棟	B病棟	2人室（4室）	8床	2,200	B11・B12・B13・B15	テレビ・机・介護用椅子
介護医療院	新病棟	個室（8室）	8床	1,100	1・2・3・5・6・7・8・10	テレビ・洗面台
介護医療院	2階病棟	個室（12室）	12床	1,100	217・218・250・251・252・253	テレビ・洗面台
					255・256・257・258・260・261	
		2人室（9室）	18床	550	202・203・205・206	テレビ
					212・213・215・216	

利用状況によってはご希望に添えない場合がございます。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査や処置の名称など患者様の大切な個人情報に記載しております。その点を、十分に御理解いただき、取扱いには御注意下さい。

ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にお申し出下さい。

富士ヶ丘病院